

埼玉県警察2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会対策委員会設置要綱

令和2年4月3日

オリ対第119号

埼玉県警察本部長

埼玉県警察2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会対策委員会設置要綱

について（通達）

みだしの委員会については、対号通達に基づき運用してきたところであるが、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会警備の更なる万全を期するため、構成員を拡充し、別添要綱により運用することとしたから、誤りのないようにされたい。

なお、対号通達は、廃止する。

別添

埼玉県警察2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会対策委員会設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、埼玉県警察2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会対策委員会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 委員会

1 設置

警察本部に、埼玉県警察2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 任務

委員会は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴う警察措置を的確に行うための諸対策について総合的に審議し、その具体的対策を推進して警備の万全を期することを任務とする。

3 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、委員会構成表（別表第1）に掲げる者をもって充てる。

4 運営

(1) 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議事を主宰する。

(2) 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(3) 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

第3 幹事会

1 設置

委員会に、埼玉県警察2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

2 任務

幹事会は、委員長から付託された事項について審議することを任務とする。

3 構成

幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、幹事会構成表（別表第2）に掲

げる者をもって充てる。

4 運営

- (1) 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、その議事を主宰する。
- (2) 幹事長に事故があるときは、副幹事長がその職務を代理する。
- (3) 幹事長が必要と認めるときは、幹事以外の者に対し、幹事会への出席を求めることができる。

第4 連絡調整会議

1 設置

幹事会に、埼玉県警察2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を置く。

2 任務

連絡調整会議は、幹事長から付託された事項について、部門横断的な検討及び関係部門間の調整を行うことを任務とする。

3 構成

連絡調整会議は、座長、副座長及び構成員をもって構成し、連絡調整会議構成表（別表第3）に掲げる者をもって充てる。

4 運営

- (1) 連絡調整会議は、必要に応じて座長が招集し、その議事を主宰する。
- (2) 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。
- (3) 座長が必要と認めるときは、構成員以外の者に対し、連絡調整会議への出席を求めることができる。

第5 庶務

委員会、幹事会及び連絡調整会議の庶務は、警備部オリンピック・パラリンピック対策課において処理する。